

長門市水道「給水装置工事事業者」の新規指定の申請手続き

◎ 申請には、下記の書類が必要です。(申請者の欄には、必ず 郵便番号とTEL・FAX 番号を記入願います。)

1. 指定申請書(様式第1号)

- 1) 役員の指名
- 2) 事業の範囲
- 3) 機械器具の名称(別表、機械器具調書)…厚生省令で定める機械器具調書を有する。
- 4) 本市給水区域で給水工事の事業を行う事業所の名称及び所在地、並びにその事業所の選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と資格免状の交付番号

2. 誓約書(様式第2号)

3. 身分証明書

法人にあっては、その定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(注) 写しとは証明書として発行してもらった書でそのコピーではありません。

4. その他添付書類

- 1) 事業所の所在を示す位置図及び事業所の見取図、写真(外観、事業所内等)
- 2) 給水装置工事主任技術者の免状の写し(携帯用、給水装置工事主任技術者証でも可)
- 3) 給水装置工事に従事している従業員名簿(氏名、生年月日、保有資格等)
- 4) 身分証明については、前記3の外、
 - ・代表者の身分証明書
 - ・法人の納税証明書、滞納のないことの証明書
- 5) 機械器具調書に記載した写真(名称記入のこと)
※水圧テストポンプのゲージの拡大写真を添付すること。

※ 給水装置工事主任技術者の選任・解任について(様式第3号)

- 1) 指定を受けた水道給水装置工事事業者(以下、「指定業者」という。)は、指定を受けた日から14日以内に「選任」の届出が必要となります。